幕藩体制下の初期旗本陣屋について

石川和明

- Ⅰ. 江戸時代遺構概要 Ⅱ. 陣屋遺構と遺物について Ⅲ. 陣屋関連文書
- IV. 陣屋建物群の存続期間と文書との関連 V. まとめ

要旨

東京都清瀬市下宿内山遺跡は 1976 から 1985 年までの 10 年間にわたって調査が実施された。調査面積は 21 万m²に及び、先土器時代から近代までの遺構遺物が多量に検出された。とりわけ江戸時代の遺構遺物は多種多様であった。その中の江戸時代前期の陣屋建物群について詳述したい。

江戸時代から現代までこの地に居住していた家屋は 13 軒以上に及ぶ、新編武蔵野風土記稿には、文化文政期の家屋数は 60 軒と記され、江戸時代の下宿村の 20%以上が調査された。 江戸時代前期の陣屋建物は明らかに 3 時期にわたる変遷を示している。調査時点において、これらの建物が徳川幕府の支配体制の一翼を担った約 200 石の旗本知行所に設けられた陣屋と推察されたが、裏付けが乏しく、1986 年発刊の報告書では事実記載を重視した内容とならざるを得なかった。調査後 30 年を経過したが、この間に既知の文書に加えて新知見が得られたことから再検討を行った。建物群の変遷と文書に載る太田、石川氏の事績が良好に対応すると共に江戸幕府の初期から確立期における幕府の様々な施策が遺構群に反

キーワード

映されている。

対象時代:江戸時代 対象地域:江戸近郊 研究対象:掘立柱建物、陣屋、旗本

はじめに

下宿内山遺跡(図1)は 1976 年から 10 年間にわたって調査が実施され、先土器時代より近世、近代に属する多くの遺構、遺物が検出された。とりわけ近世は図2に示したように数多くの遺構が調査された。出土遺物は量的にも多く、江戸近郊の近世農村の実態を考古学的に究明する上で良好な資料が得られた。

この報文では地元の人々に陣屋跡と称されていた 一画から検出された遺構、遺物群の変遷と、ある時期 にこの陣屋の主であった太田、石川氏と徳川幕府の知



行地支配がどのような形で遺構、遺物に反映しているかについて一考を加えてみたい。

徳川氏が天正 18 年関東に移封され、入国と同時に1万石以上の上級家臣を領内の各支城に配置するとともに、江戸周辺には代官が支配する蔵入地(天領)と中下級家臣である旗本が知行する知行地が各所に配置された。旗本の多くは江戸から一夜泊りの範囲に知行地が宛がわれ、その地に陣屋を構え、民政を推進させた。天正18年から慶長4年にかけて実施された旗本知行割では100石以上300石未満の階層が最も多く、この階層が家臣団の中核になっていることが指摘されている。

調査地内の陣屋と称された一区画は以前から地元の人々によって字陣屋と呼称されていた。

新編武蔵野風土記(成立 1830 年、以下新記と略す)にも小名「陣屋、村の東にあり」と記載された場所に一致する。新記が編纂された文化、文政期には既に「…古より領主を伝えず…」と記され、その施設は失われ、陣屋の主が如何なる人物であったかは不明となっていたことが新記の文意から窺われる。

調査によって3時期にわたる変遷を示す遺構、遺物群が検出された。調査中においては 正保田園簿(成立、慶安2~3年、以下田園簿と略す)に載る下宿村145石4斗を知行した 石川播磨守総長との関連が強いと推考され、1986年に刊行した発掘報告書「下宿内山遺跡」 では若干の問題点を挙げておいたが、新たに知見に上った国立公文書館内閣文庫蔵の「記 録御用書本、七」に載る清戸村知行宛行文書などの検討によって、下宿村の知行支配年次 と遺構群が極めて良好に一致することが明らかになった。

発掘調査によって得られた考古学資料と文献資料がほぼ一致し、その知行人が約 200 石の知行地を与えられた江戸幕府直参の旗本であり、役職も明らかであることから江戸初期から幕藩体制の確立期における武士階層の日常生活の一端が考古学的な側面から追求できよう。

I. 江戸時代遺構概要

本遺跡で検出された遺構の時期判定は、日本各地の窯跡調査によって明らかになった陶磁器の編年を参考にしているが、消費地である当地での陶磁器の使用期間は編年案に準拠すると、50~100年間と推定されるものが多く、中には200年に及ぶと推察される遺物もあり、各遺構の厳密な時期判定は極めて難しい、しかし、遺物点数は少ないが、柱穴内から出土した陶磁器、古銭などと建物跡の周辺に配置された比較的遺物量が豊富な井戸跡と各種遺構の重複、位置関係、周囲に散布する遺物の時期判定と出土量の多寡等によりおおよその時期を判定し得た。

図 2 の現況図のように調査前には調査地内に敷地がかかる家屋数は 32 軒(${\it T}$ ・ ${\it T}$ で で で 存在したが、明らかに近、現代にこの地に居を構えた家は ${\it T}$ 14 軒、近世から継続していたが敷地の一部が調査地にかかり、全体の様子を把握できない家 5 軒(${\it T}$ 囲み)の計 19 軒が存在する。その中で江戸期から現代まで継続した 13 軒(${\it T}$ 囲み)と江戸期には家屋を構

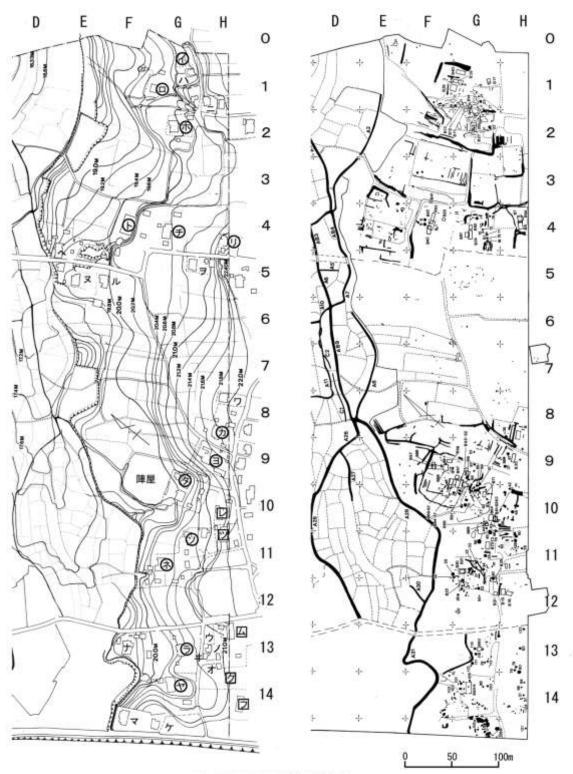


図2 現況図と江戸時代遺構分布

成していたが近代まで継続しなかった 3 軒を加えて 16 軒となる。この 16 軒と農民の居宅 については稿を改めて報告したい。

図 2 の江戸時代遺構分布図に見られるように一般農家の掘立柱建物跡の周囲からは井戸 跡(I)、敷地を区画する溝(M)、農作業に関わると推定される密集した溝状遺構、室跡、 自家用の炭窯、用途不明の小竪穴(T)などが検出され、中央部の江戸時代から畑地であっ た区域では農道に沿って走る溝、畑を区画する溝、農作業に伴うと推定される多数の土坑 (D)、ごみ捨て場などが確認された。さらに柱穴配置が明確ではないが建物が存在した可 能性が強い柱穴群(Pg)が点在する。水田地帯からは用水路と水路の各所に設けられた堰 跡、農作物の洗い場などが検出され、これらの遺構と共に廃棄された多量の陶磁器等が発 見された。江戸期の遺構、遺物の多くは調査前の屋敷、農道、畑地、水田に重複していた。

陣屋遺構と遺物について Ι.

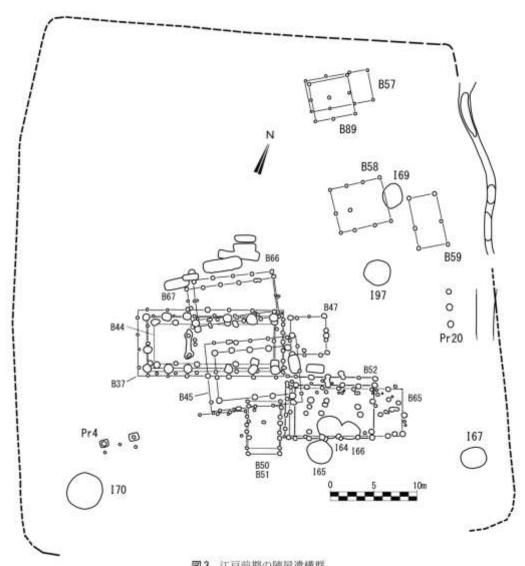


図3 江戸前期の陣屋遺構群

遺構の変遷については調査時の所見、遺物の時期判定によって江戸時代前期(1700 年以前)に 3 回の建築が行われ、2 回目の建築は 1650 年頃までの期間に行われたものと推定された。陣屋と伝えられた区域に残された江戸前期の遺構図(図 3)から明らかなように 3 期に亘る主要な建物群は南側の限定された区域に集中し、これらの遺構群が継続性と同じ機能を持つものと理解され、加えて想定敷地内の北に存在する 2 群の建物も中心遺構群と何らかの関連性を持つものと推定された。 2 回の建て替えによる遺構群の時期区分を陣屋 I ~ III 期とする。

各期の陣屋遺構と伴出遺物の概要を述べておきたい。遺物は時期判定に用いられた柱穴内と井戸検出の代表的な陶磁器に限定した。

(1) **陣屋 I 期** (図 4,5)

I 期は B44・65・50 と I66 、 Pr 4 で構成される建物群である。

B44 は柱の切りあいによってⅡ期のB37、Ⅲ期のB66 に先行する建物である。全体規模は 1560×645cm、(約 30 坪) 身舎部は 1390×450cm を測り、横 3 間取りであるが中央の部屋面積が東西の部屋より若干小さい。

身舎部側柱は柱が引き抜かれた後に流入した土砂を取り去ると柱痕が明瞭に遺存し、柱の太さは $20\sim22$ cm 程であった。間仕切りの柱は太さ $15\,\mathrm{c}$ m程、縁側の束柱は 10cm 代と推定される。B65 は本遺跡の農家では例のない家屋内に井戸 66 が設けられ、台所の機能を合わせ持っていたと推測される。

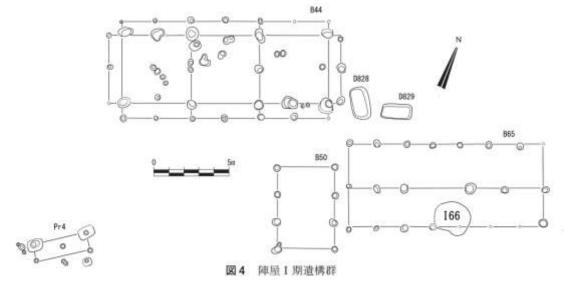


図5の1は、B44の柱穴埋土内検出の長石釉志野皿の口縁部小破片で、16世紀後半と推定される。B50からはB37出土の天目茶碗、図8の3と同一個体と推定される小破片がある。2、3は井戸66から検出された。2は1200年代の宋代輸入白磁皿で住人が以前から所持していたと思われる。3は

図5 陣屋 I 期出土陶磁器

灰釉折縁皿である。Pr4 は柱穴列としてあるが、単なる柱

穴列ではなく 2本の主柱の掘方は 105×80 cm の規模を持ち、掘方底面に残る柱を据えた凹部の大きさから径 $20 \sim 25$ cm の柱と推定された。カワラケ小片 2点と開元通宝 1 枚、北宋

銭6枚、永楽通宝1枚が重なって検出された。柱配置から上屋を復元想定するならば、初期の陣屋に併設された高札場である可能性が強い。江戸市中に最初に立てられた高札場は1606年(慶長11)永楽銭通用停止の通達とされている。出光、歴博本の江戸屛風図には、屋根がなく周囲を柵で囲い高札を地面に直接立てている図が描かれている。時代は下るが「御高札絵図類」には建て方の設計図が載せられている。この建て方に従った高札場が江戸名所図会中には数多く描かれている。参考図として府中明光院参道脇に設置されている高札場(図6)を載せておく。



図6 府中明光院参道脇高札場

I 期の建物跡群柱穴に伴う遺物出土が少ないのは当然で、恐らく畑地であった場所に天正 19年に建築されたためであろう。

(2) 陣屋Ⅱ期 (図7,8)

II 期は B37・52・47・51、I 64 と Pr 4 構成される建物群である。Pr 4 は II 期にも存続したかは明らかではない。改築された様子が認められないことから他の場所に移動したことも考えられる。(新記には、高札場 村の中央にありと記されている) B37 は I 期の B44と柱穴配置が全く同じと言っても良いほどである。しかし建物全体の規模拡大がなされている。B47 が新たに追加建築される。中心的な B37 の全体規模は $1660 \times 750 \, \mathrm{cm}$ 、(約 38坪) 身舎部は $1440 \times 600 \, \mathrm{cm}$ を測り、同じく横 3 間取りで東西の 2 部屋の身舎の柱穴配置は近似している。西部屋と中央部屋の 2 本の間仕切りの柱の間は布掘りで多量の粘土が分布しこの間に塗り込めた壁が存在したと推定され蔵の機能が想定される。中央部屋は中央に身舎柱がなく出入りの空間と考えられる。

身舎部側柱は引き抜かれているが、その痕跡から柱の断面形は隅が丸味あるいは面取りのある 25cm 前後の角柱が使用され、B44 よりしっかりとした建物である。

B52 は井戸 64 を取り込んでいる。東側の柱穴は庇の存在、また内部の柱穴配置によって間取りを想定できる。柱痕内流入土層中より初鋳 1636 年の古寛永が検出されている。

時期判定資料となった陶磁器を図8に示した。1,3,4,5,6 はB37、2 はB47、7 はB51 から検出された。1,2,3 は鉄釉天目茶碗、4 は織部折縁鉄絵皿、5 は肥前磁器創製期と推定さ

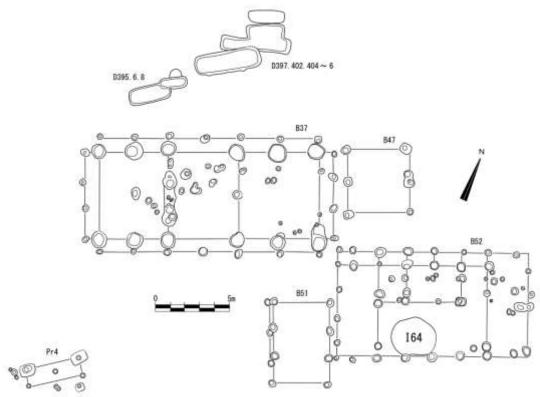


図7 陣屋Ⅱ期遺構群

れる磁器盃、6 は灰釉織部流し大鉢、7 は鉄釉のかけられた擂鉢である。 1,5,7 が柱埋土層内から検出され、1 と共に聖宗元宝が出土している。 2,3,4 は柱痕内流入土層出土である。 6 の灰釉織部流し大鉢は B47 の柱痕 内流入土層の破片と接合関係にある。 B51 の柱埋土内で検出された 7 は備

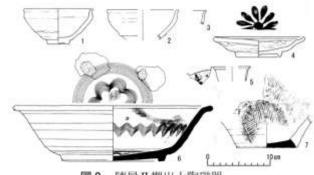


図8 陣屋Ⅱ期出土陶磁器

前系の擂鉢と推定され、B52 柱痕内流入土層、I 81 出土の破片、陣屋を囲む溝中の礫群 G33 の破片と接合関係にある。柱埋土層内出土陶磁器は陣屋 I 期に使用され、柱痕内流入土層 出土陶磁器は陣屋 I 、II 期に消費されていたものと推定される。いずれも 1600 年代前半に比定される。

(3) 陣屋Ⅲ期 (図9,10)

Ⅲ期はB45・66・67とI65、70(旧)で構成される建物群である。

B45 の全体規模は 1060×760 cm、(約 24 坪) 身舎部は 860×560 cm を測る。身舎部側柱の太さは柱痕から 22cm 前後であったと考えられる。 I 期 3 棟、II 期 4 棟、III 期 2 棟と変遷しIII 期建物群の構成は小規模化が否めないが、同じ場所に建てられたことは I、II 期と同

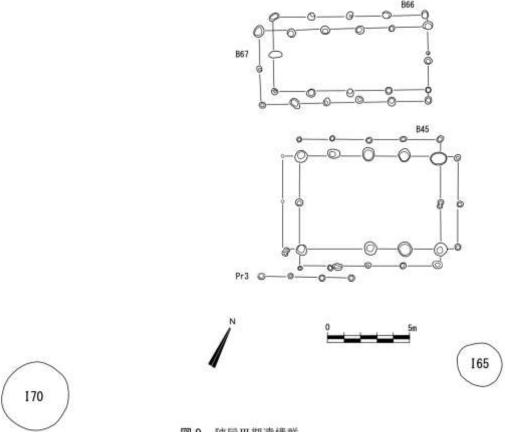
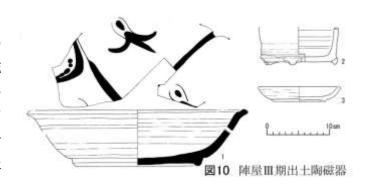


図9 陣屋Ⅲ期遺構群

様な社会的機能を保有していたと 推考せざるを得ない。陣屋Ⅲ期の 陶磁器(図 10)の1は灰釉織部流 し鉄絵大鉢で笠原鉢と称されてい るものである。2 は足の付いた筒 形の灰釉香炉、3 は長珪石釉皿で ある。1,3 が B45 柱埋土層内出土 で、



2 は井戸 65 出土である。1 は 17 世紀中葉、2,3 は 17 世紀前半と考えられる。

B66、67 からは遺物は検出されていない。B45 の柱埋土、柱抜き取り後の柱痕流入土層中の他の破片はいずれも 1600 年代前半と推定され、I からⅢ期の遺物が混在する。陣屋敷地内の南東隅に位置する井戸 67(図

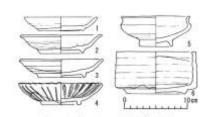


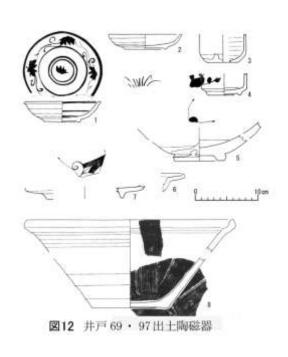
図11 井戸67出土陶磁器

3) は、陣屋Ⅲ期に使用されていた井戸と推定された。1 の笠原鉢の破片が井戸裏込め土層中から原位置を保って検出された。Ⅲ期建物群が廃絶し、井戸 67 が使用されなくなった後

に井戸枠上部の裏込め土層が崩壊した後にⅢ期に使用されていたと推定される陶磁器群と古銭が一括投棄される。井戸 67 出土の陶磁器を図 11 に示した。1 は長珪石釉皿、2,3 は灰釉皿、4 は灰釉銅緑釉流し菊皿、5 は鉄釉香炉、6 は灰釉香炉である。いずれも 17 世紀中葉から後半に比定される。これらの遺物に供伴した明暦 2 年(1656)初鋳の寛永通宝は一括投棄時期の上限を限定している。

(4) 陣屋敷地内の他の建物群 (図3、12)

陣屋建物群の裏手に位置する B57~59・89 と I 69、97 は建物と井戸の配置関係から B57、89、 I 69 と B58、59、 I 97 の 2 群に分離できる。建物跡からは遺物が検出されていない。この 2 群の建物の西側は空間地となっているが、江戸初期の陣屋の裏手には陣屋畑が開かれていた例があり、耕作に携わる奉公人の存在が推定される。 I 69、97 出土の陶磁器は1,2,3,4,6 が井戸 97、5,7,8 が I 69 である。 1 は鉄絵による植物文が描かれた織部鉄絵皿、2 は長珪石釉皿、3 は鉄釉茶入れ、4 は織部向付、5 は古唐津の灰釉鉄絵大鉢、6 と 7 は同一個体の志野織部大皿で長珪石釉が総掛けされている。8 は美濃系の鉄釉擂鉢である。いずれも江戸前期に比定される。



陣屋 I、Ⅱ あるいは陣屋Ⅲ期の B66 と 67 の建て替えと何らかの関連を持つと推察されるが、その対応関係は不明と言わざるを得ない。

Ⅲ. 陣屋関連文書

陣屋関連文書として次の6点の史料を挙げておきたい。

(1) 文書1

国立公文書館内閣文庫蔵「記録御用書本古文書七」は2通の清戸本村(下宿)の知行宛 文書である。

① 天正 19 年 5 月 17 日 太田甚九郎 (清政) 水子村 5 5 石

多摩清戸本村 145.4石

② 寛永 2 年 12 月 11 日 太田次郎右衛門(助重)

 都筑(多摩)清戸本村
 145.4石

 高麗(入間)水子村
 55石

注:上の文書の日時は諸家譜と一致する

(2) 文書 2 正保録に次の様な屋敷拝領の記述がある。

正保3年6月28日 小姓組番頭石川総長其他、處々ニ屋敷ヲ賜フ

(3) 文書 3 慶安 $2 \sim 3$ 年に作成された武蔵野田園簿には石川播磨守の知行地について次のように記されている。

石川播摩 (磨) 守

一 高百四拾五石四斗

下宿村

内 五拾三石弐斗四合 田方 九拾弐石壱斗九升六合 畑方

外 永百弐拾四文 野銭 同人へ納

- (4) **文書4** 寛政重修諸家譜(以下諸家譜と略す)には太田氏と田園簿に載る石川播磨 守について次のように記載されている。
- ① 太田氏 太田氏は、…→正近→清政→助重→重堅→・・と続き、事蹟は次のように記されている。
 - 清政 甚九郎 天正三年…三河國碧海、遠江國佐野、駿河國有渡のうちにをいて 采地二百石、及び廩米二百俵を賜う。…十八年小田原陣のときも 供奉す。十九年五月十七日采地を武蔵國都築高麗二郡のうちにう つされ、御朱印を下さる。慶長五年関原の役に扈従し、のち大番 をつとむ。・・・
 - 助重 次郎右衛門 慶長十三年より東照宮につかえたてまつり、大番を勤む。のち大坂両度の御陣に供奉し、元和五年遺跡を継、寛永二年十二月十一日御朱印を下され、このとき新墾田十石餘を加えらる。十一年十月十三日駿府城の守衛にありて、一隊の士とともに交代の事を愁訴せしめにより、御気色かうぶりて改易せしめらる。慶安四年十月十七日赦免あり。承應元年十二月十八日めされて舊地二百十石餘、廩米二百俵を賜い、小普請となり、二年二月四日大番に列す。…

(駿府在番中加増から除外されていた松平勝政配下の45名が江戸 出訴を行い改易処分にあう。)

重堅 助十郎 承應二年三月十五日はじめて嚴有院殿にまみえたてまつり、明暦元年二月二十八日大番となり、寛文十年七月八日遺跡を継、のち采地二百十石を廩米にあらためらる。…元禄12年12月5日致仕し…とある。

- ② 石川氏 総長 權十郎 播磨守 従五位下 石川主殿頭忠総が二男…慶長十年小田原に生る。…寛永十八年六月二十日めされて御小姓組の番頭となり、十二月二十九日従五位下播磨守に叙任す。十九年(1642)十二月十五日采地二千石をたまひ、慶安元年三月二十八日大番の頭に轉じ、四年(1651)四月四日忠総が遺領のうち、伊勢國河曲鈴鹿両郡のうちにをいて一萬石を分ちたまひ、このときさきの采地は収めらる。…とある。
- (5) 文書 5 新記には清戸下宿については次のように記されている。

清戸下宿 …當村及び上中下の清戸をすべて清戸村と唱へしが、いつの頃にやかく四ヶ村に分れり、正保の頃はすべて清戸と唱へしことものに見へたれば、今の如く別れしは其後のことなるべけれども、いつと云事は傳へを失なへり、…古より領主を傳へず、この地分郷せる前、正保の頃は松木市右(左)衛門が御代官所なり、夫より一たび私領となり、後又御料所となりし年代を傳へず、… 高札場 村の中央にあり 小名…陣屋 村の東にあり…とある。

(6) **文書** 6 陣屋に関する資料としては東久留米市市史近世資料 5 の年不詳「南沢村根元之記」を挙げることができる。

この文書には

…当村四百石之場、南二百石は賀藤茂左衛門様御旗本衆御拝地、 陣屋は篠宮丹後屋敷之内に立、北二百石は神谷与七郎様御旗本衆 御拝地、陣屋は知行地片山村之内に陣屋敷立、即西川長右衛門留 居、各々御両人三河侍衆にて此里初付に御拝地被給候、尤名主役 は古来代々篠宮丹後也、右弐給人方当村陣屋に御住所被成候間江 戸へ御出仕、其後江戸に御屋敷御拝領に付、江戸へ引越被申候得 共、陣屋は干今有之候間代官屋守仕候、北分は右西川長右衛門代 官仕罷有候、…天正十八年時度ノ年迄、南は賀藤茂左衛門様御知行 所之処に此度茂左衛門様与七郎様と蔵米三百俵と此村南分野地弐 百石場と御取替被成…此時より南沢四百石不神谷与七郎様御拝地、 尤片山中沢村にて百石拝地有之、…右五百石之米方は陣屋之蔵に 納、毎年殿様ふしふなから御屋敷より不残御出仕候間御逗留なり、 …陣屋敷は御ざ之間たて五間半よこ二間半、代官長右衛門御ざ之 間は四間半よこ三間、米蔵三間よこ二間半…右長右衛門殿寛永十 二元素十月相果申候、居せき長右衛門に御代官役被仰付相勤申事八 年、寛永二十年癸素御役御召上り…

とある。

上記の「南沢村根元之記」は南沢村名主の篠宮隼人によって 1706 年(宝永3) に記録されたもので 1591 年(天正19) から 1644 年(正保元)の村の知行地支配の状況を記述した

ものである。

南沢村は諸家譜によれば賀(加)藤茂左衛門正信が天正 19年5月17日に武蔵多摩郡において采地 200 石を賜るとある。同じく神谷与七郎清正も同年同一日に多摩郡のうちにおいて200 石を賜うという記事に一致している。田園簿では南沢は神谷与七郎 400 石となっているが高寄は 500 石となっている。片山村の内訳には 100 石分が神谷与十郎知行となっているが、与十郎は与七郎の誤記と思われる。神谷与七郎は陣屋を片山村に設け、当初は陣屋に居住し、江戸に出仕していたが、江戸に屋敷を拝領してからは家臣あるいは有力農民と思われる西川長右衛門が在地代官として代行し、神谷氏が重要な時期には陣屋に逗留したことが分かる。注目すべきは陣屋の建物構成である。神谷氏が逗留した棟の規模は縦 5 間半、横 2 間半、長右衛門の棟は 4 間半と 3 間半、米蔵は 3 間と 2 間半と記されている。下宿の陣屋Ⅲ期の並列に配置された 2 棟の建物との類似性を指摘することができる。

Ⅳ. 陣屋建物群の存続期間と文書との関連

文書1の①から推し量るならば陣屋 I 期の建物群は太田清政によって天正19年に建築されたと推察される。陣屋 II 期の全面的な改築時期は推測の域をでないが、前述のような遺構、遺物の継続性から約20が経過し、助重が遺跡を継いだ元和5年もしくは文書1の②に記されているように知行宛の再認が助重に下され、諸家譜の新墾田10石が加増された寛永2年の時点ではないだろうか。 II 期の建物が取り壊された時期はB52建物跡の柱痕内流入土層中より検出された初鋳1636年の寛永通宝によってB52の存続期間の下限がこれ以降となるが、他の建物については不明である。しかし助重は寛永11年に改易されているので石川播磨守が2000石を賜った寛永19年まで約8年間の空白時期がある。この期間は新記にある「正保の頃は松木市右(左)衛門が御代官所なり」の記載には正保とあるが、寛永期ならばこの空白時期に一致し、この間に取り壊されたことも考えられる。播磨守の知行地は武蔵における145石4斗(慶安2~3年)のみで他の知行地は他国にあることから播磨守がこの地に住んでいたとは考えられず、家臣あるいは下宿村の名主が代行していたのであろう。

文書3により播磨守が屋敷を賜ったのは正保3年が初めて(これ以前に屋敷割が有ったことも考えられる)とすれば空白期の松木氏と新たな知行主である石川氏が出先施設としてII期の建物を使用したことも想定される。

慶安 4 年に播磨守が采地を収めた年に助重は赦免され、翌年には奮地 210 石を宛がわれている。このとき太田氏が江戸府内に屋敷を持っていたか否かについては不明であるが、承応元年(1652)頃には屋敷を所持しない旗本が 600 名にのぼっていたという。因みに田園簿に記載された旗本は伊賀衆の同心 9 名を除いた総数は 665 名である。このため幕府が旗本、御家人の屋敷不足解消に本腰を入れ始めたのが承応 2 年(1653)であったとの指摘に従えば、助重が屋敷拝領後にⅢ期の建物を建築したことも考えられる。Ⅲ期の建物規模

から助重家族はこの地に居住していなかった推察される。その後寛文 10 年に助重を継いだ 重竪の代に采地 210 石が廩米になった時点以降代官支配地となったことから重竪が大番を 辞した貞享元年 (1684) 以前には建物は取り壊されたと考えられる。

Ψ. まとめ

1590 (天正 18) 8月1日に家康は関東に移り江戸に入城した。これ以後様々な施策によって三代家光の時代には幕藩体制が確立する。とりわけ寛永年間には農民支配の施策として「郷村諸法度」「土民仕置覚」「郷村御触」などの農民法令が出され、幕府の農民支配体制が急速に整備され、小農民の自立策が打ち出され、年貢の増徴が押し進められた。

幕府の直属家臣団はそれらの施策を 遂行するために旗本は知行地に陣屋を 構え、支配体制の一翼を担った。下宿内 山遺跡の遺構群の変遷にその反映が現 れている。陣屋の敷地は推定約 55×55 m (30 間か) の方形区画を占有してい

表1 下宿村の知行主の変遷と事績

西腊	年号	記事	出典	体层
1591	天正 19	太田甚九郎清正木子村と多摩清戸 本村を知行	文書 1-① 請家譜	545
1619	光和 5	請政死す、助重遺跡を継ぐ	請家讚	神屋 期/ 陣屋
1625	寛永 2	助重、このとき水子村と多摩清戸本 村に加えて新銀田 10 石が加増され る	文書 1·② 諸家譜	
1634	東永 11	助撤改易	諸家語	崩
1642	寛永 19	播磨守采地 2000 石を賜う	請家請	1
1646	正保3	播磨守屋敷を賜う	正保録] \
	正保期	正保の頃は松木市右衛門が御代官 所なり、夫より一たび私領となり…	新記	FA
	正保~ 慶安期	播磨守、下窗村 145 石 4 斗を知行	EEE (AN) ANS	屋田期
1651	慶安4	播磨守采地を収める	諸家譜	1
剛上		助重赦免される	諸家職	1
1652	米應1	助重奮地 210 石余を購う	請家繼	1
1670	寬文 10	重整遺跡を離ぐ、のち采地 210 石 余が塵米となる	諸家聯	
1699	元禄 12	重竪職を辞す、正寛が家を継ぐ	諸家聯	1

る。後の 1625(寛永 2)の高坪規定では $200\sim300$ 石の旗本の屋敷規模は 20×30 間とされているが初期段階では厳密な規定がなかったものと考えられる。遺構群は南側に集中し、裏手は陣屋畑と推定される空間地を有している。陣屋畑の手作りは 1644 年(寛永 21)代官法令で禁止されている。前述のように陣屋 I 期の建物群は太田清正によって天正 19 年に建てられたと推考され、主屋内には接客空間、日常の生活空間、別棟には台所、蔵、家臣あるいは奉公人が居住した建物を想定することができる。約 20 年を経過した後に全面改築が行われ第 II 期の建物が出現する。

Ⅱ期の取り壊しの時期は明らかではないが、太田あるいは石川氏が府内に屋敷地を拝領した後と思われる。Ⅲ期は建物規模、棟数が縮小していることから知行主が常駐し、ここで生活を営んでいたとは考えられない。この頃には名主、組頭、百姓代が村の行政事務を代行していたと考えられる。

この変化は支配体制の確立期を経て、寛永~寛文期において幕府は代官による在地性の 払拭を目指していたが、寛文検地を契機として関東直轄領の代官による陣屋支配の廃止が 促進され、代官の支配地からの引き上げが加速されたことに連動するものと理解できる。 陣屋Ⅲ期の建物が取り壊された後、下宿村は幕府直轄の代官支配地となる。

参考文献

鷹見安二郎 1932「東京市史外篇日本橋」東京市役所

波多野純 1996「城郭・侍屋敷古図集成」至文堂

黒木喬 1978 「明暦の大火」前後における屋敷移動 地方史研究 155

内田祐治 1986 出土陶磁器類の分類・様相 下宿内山遺跡

坂爪義介 1986 出土古銭について 下宿内山遺跡

露崎 充 1986 各時代の遺構 下宿内山遺跡

小暮正利 1980 寛永地方直しについて 歴史手帖 8巻1号